

社会福祉法人横浜共生会自転車通勤規程

第1条（総則）

本規程は、職員が通勤のために自転車を使用する場合の取り扱いについて定める。

第2条（適用）

- 1) 本規程は、職員が所有者または使用者となっており、専ら通勤のために使用する自転車について適用する。
- 2) 本規程は、法人の許可を得た上で業務に使用する自転車については適用しない。

第3条（許可条件）

- 1) 自転車による通勤を希望する者は、法人に申請して許可を受けなければならない。
- 2) 自転車による通勤は、次の各号をすべて満たす職員に認める。
 1. 自宅から職場までの距離が10キロメートル未満の者であり、自転車による通勤時間が1時間を超えない者
 2. 安全運転に支障のない者
 3. 自転車保険に加入している者
- 3) 新規申請は入社日からとする。
- 4) 保険の更新をした時は、改めて保険証のコピーを提出しなければならない。

第4条（許可）

- 1) 自転車通勤を希望する者で、第3条第2項各号の要件を満たした者は、所定の書類を添えて「自転車通勤許可申請書」を提出し、法人の承認を得なければならない。
- 2) 「自転車通勤許可申請書」の記載内容に変更があった場合には、速やかに法人に報告し、再度、自転車通勤の許可を受けなければならない。

第5条（禁止事項）

- 1) 運転に際しては、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 1. 自転車を許可なく業務に使用すること。
 2. 労働時間中に私用で自転車を使用すること。
 3. 飲酒運転をすること。
 4. 過度の疲労等、安全運転が困難と予想される状態で運転すること。
 5. 整備不良の自転車を使用すること。
 6. 携帯電話を使用しながら運転すること
 7. 傘を差しながら運転すること
 8. 夜間、無灯火で運転すること
 - 9.. 2人乗りをすること
 10. その他、道路交通法等の各種法令により禁止されている行為や法人が不適と認める行為をすること。

2) 第5条第1項各号に該当する行為をした場合には、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

第6条（事故等の取り扱い）

- 1) 自転車での通勤途中で事故を起こした場合は、速やかに施設長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2) 第6条第1項における事故について、法人は第三者に対する賠償責任を負わない。また、事故に伴う物損についてもその補償を行わない。
- 3) 第6条第1項における事故により法人が損害を受けたとき、法人は当該職員に対して、賠償請求をおこなうことがある。
- 4) 駐輪場内での自転車の破損・盗難等について、法人は一切の補償を行わない。

第7条（自転車の無断駐輪禁止）

自転車通勤をする職員は、原則として法人の指定する駐輪場に通勤で使用する自転車を駐輪するものとする。

第8条（罰則）

職員等が故意または重大な過失により、本規程に違反した場合、就業規則に照らして処分を決定する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、運営会議において行うものとする。

附則

本規程は、平成24年7月1日より実施する。